

動薬協会発 71 号
令和 3 年 10 月 4 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生
予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等 4 疾
病）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、消費・安全局長通知（3 消安第 3495
号）がありましたので、お知らせします。

なお、併せて令和 3 年 10 月 1 日付官報（号外第 223 号）もご確認ください。

3 消安第 3495 号
令和 3 年 10 月 1 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等 4 疾病）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく申し上げます。貴会の会員の方々におかれましては、貴職から周知していただきますよう、よろしく願いいたします。



(写)

3 消安第 3495 号
令和 3 年 10 月 1 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（口蹄疫等 4 疾病）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

下記 1 の 4 疾病に係る特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、下記 2 の 4 疾病に係る留意事項について別添 1 から別添 4 までのとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

記

1. 以下の特定家畜伝染病防疫指針は令和 3 年 10 月 1 日付けで一部改正されました。
 - (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）
 - (4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）

2. 以下の留意事項は本通知をもって別添1から別添4までのとおり改正します。
- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和3年3月31日付け2消安第6488号農林水産省消費・安全局長通知)
 - (2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和3年3月31日付け2消安第6488号農林水産省消費・安全局長通知)
 - (3) 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知)
 - (4) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知)

以上